

# 市・県民税の申告と所得税の確定申告

市・県民税の申告は、平成23年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入や所得があった方に義務づけられています。また、所得税の確定申告は、前年中の所得を確定し、それに対する所得税を精算するためのものです。申告期間終了間際は混雑しますので、申告はお早めにお済ませください。

## 市・県民税の申告

### ■申告が必要な方

平成23年1月1日現在、市内に住で次のいずれかに該当する方です。所得税の確定申告をする方は、申告する必要はありません。

#### 給与所得者

勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がされていない方  
 (市への提出の有無は勤務先に確認してください。パート、アルバイトなども含みます)  
 給与所得以外に所得がある方  
 (営業・農業・不動産・配当所得などが20万円以下の方)

#### 給与所得者以外の方

所得税が、課税になる所得金額に達しない営業・農業・不動産・雑報酬などの所得がある方

#### 業所・家屋敷課税)

収入がない方でも、国民健康保険税や介護保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、保育所の入所手続きなどに、所得の証明書が必要となる場合がありますので申告することをお勧めします

### ■申告書の受け付け

受付時間：9時～16時 土・日曜日  
 は除く)

2月20日と27日の日曜日は、受

## 60歳以上の方の申告会場

次のとおり、各地域の会場で申告を受け付けます。受け付ける申告は、市役所会場と同じです。

実施日	申告の受付会場と時間	
1月28日	新狭山地区センター(旧出張所)	9時～11時
	堀兼公民館	14時～16時
1月31日	奥富公民館	9時～11時
	水富公民館	14時～16時
2月1日	狭山台公民館	午前の部 9時～11時 午後の部 13時～15時
2月2日	広瀬公民館	
2月3日	柏原公民館	
2月4日	入曽公民館	
2月14日	水野公民館	
2月15日	市役所6階会議室	

会場使用の都合上、17時で申告業務を終了させていただきます。申告者用の駐車場はありませんのでご注意ください

## 所得税の確定申告

### ■申告が必要な方

次のいずれかに該当する方です。確定申告により、所得税を納付する場合と還付される場合があります。所得税の還付申告は2月16日以

け付けを行います  
 会場：市役所6階会議室  
 受け付ける申告：市・県民税の申告と給与・年金収入、配当・分離を除く、雑・一時所得の簡易な確定申告  
 営業・不動産や21年分以前の確定申告は受け付けできません

2月20日と27日の日曜日は、受

印鑑、筆記用具、計算機など

22年中の収入金額の分かる資料(源泉徴収票など)

各種控除に必要な資料(22年中に支払ったもの)として、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書など、国民年金保険料の支払い証明書か領収書、生命保険料、地震保険料などの控除証明書

障害者控除を受ける方は、障害者手帳、障害者控除対象認定書など

医療費控除を受ける方は、22年中に支払った病院、薬局などの領収書(病院、個人ごとにまとめて計算したもの)と保険金などで補てんされた金額(今後、支払われるものも含む)の分かる通知など。成人用おむつ代の控除はP13をご覧ください  
 所得税の還付申告を受ける方は、申告人名義の預貯金通帳など、支店名、口座番号が分かるもの

## 主な税制改正

住宅借入金等特別控除の

適用について

所得税の住宅借入金等特別控除の適用者(平成11年から18年入居および21年以降に入居された方)は、所得税から控除しきれない額を市・県民税から控除することができます。

ただし、勤務先から市に提出される給与支払報告書、または税務署に提出した確定申告書に「入居年月日」と「住宅借入金等特別控除可能額」が正しく記載されていることが前提となります。

前でも所沢税務署で受け付けます。

給与所得者

勤務先で年末調整を受けていない方(途中退職した方など)

2か所以上から給与の支払いを受けている方(前職分を含めて年末調整をした方を除く)

年収が2千万円を超えている方  
 給与所得以外の所得が20万円を超えている方

雑損、医療費、寄附金、住宅借入金等特別控除などを受ける方  
 給与所得者以外の方

営業、農業、不動産、雑公的年金を含む(報酬などの所得が所得控除を超えている方)

土地、建物、株式、先物取引などの分離所得がある方  
 公的年金から所得税が源泉徴収されている方

### 確定申告は所沢税務署へ

所得税の確定申告書は、国税庁ホームページの申告書作成コーナーなどを利用して、ご自分で作成のうえ、郵送などで直接所沢税務署へ提出してください。また、電子申告 e-Tax を利用するとインターネットで申告できます。

税務署から個人への確定申告書類の発送予定は1月末日です。

申告書の個人発送は、同税務署にお問合わせください。同税務

署の申告の相談時間は9時～12時と13時～17時(土・日曜日を除く)で、2月20日と27日の日曜日には相談受付を行います

### 税理士による申告無料相談

年収600万円以下の年金・給与所得者で、医療費控除を受けたい方や中途退職した方に、無料で税務相談と申告書作成を行っていただきます。ご予約のうえご利用ください。相談期間2月1日～15日(土・日・祝日を除く) 申込み関東信越

税理士会所沢支部 土・日・祝日を除く 10時～12時と14時～16時(2993 0822)

### 納税は期限内にお忘れなく

平成22年分の所得税の納期限は3月15日です。納付は、口座から

年金・給与所得者の所得税  
 確定申告説明会・相談会  
 申告書の作成、提出ができます。

開催日	対象地区	時間
2月7日	柏原、新狭山	・9時～11時
2月8日	入曽、堀兼	
2月9日	入間川、奥富	・13時～15時
2月10日	水富、狭山台	

会場市役所6階会議室 お住まいの地区が不明の場合はお問い合わせください

## 申告と申告書類

の振替納税が大変便利です。また、すでに利用している方は、預貯金口座の残高をご確認ください。

会場は大変混雑しますので、お車での来場はご遠慮ください。

なお、待ち時間が2～3時間になることもありますので、書類は自書したうえ、なるべく郵送などで提出しましょう。

確定申告書などは、1月下旬から市民税課、公民館、地区センターなどで配布します。

インフルエンザ対策について  
 市が実施する申告会場では、職員はマスクを使用させていただきます。申告者の皆さんもマスク着用での来場をお勧めします。

### 問合せ

●市・県民税に関すること

市民税課 〒350 1380  
 狭山市入間川1 23 5(へ)内線  
 1091

●所得税に関すること

所沢税務署 〒359 8601  
 所沢市並木1 7(へ) 2993  
 9111(自動音声に従って用

件をお選びください)